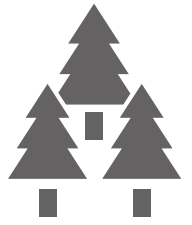


木造住宅耐震診断等経費補助金制度について

市は、市民の皆さんが住宅の耐震化を行うための耐震診断や耐震改修、住宅の建替え（耐震建替え）、耐震シェルター設置などの費用の一部を補助します。



対象事業および補助金額

- 耐震診断** 耐震診断士が行う、住宅の耐震性（安全性）の診断費用の3分の2以内かつ2万円以内（補強計画策定を含む場合は10万円以内）
- 耐震改修工事** **平成31年度新設**
補強計画策定を含む場合…耐震診断の結果、補強の必要があると判断された住宅を、耐震改修工事によって地震に対する安全性を確保する場合に、耐震改修工事費用の5分の4以内かつ100万円以内
※耐震診断時に補強計画策定を含んでいる場合は、補助の対象となりません
補強計画策定を含まない場合…耐震改修工事費用の2分の1以内かつ90万円以内（補強設計・工事監理費用は3分の2以内かつ10万円以内）
- シェルター補強** 1階部分の寝室などに耐震シェルターや防災ベッドを設置する費用の2分の1以内かつ30万円以内
- 耐震建替え** 耐震診断の結果、耐震改修が必要であると判断された住宅を解体し、同一敷地内に新たに一戸建て住宅を新築する場合に、建て替え前の住宅の耐震改修費用相当分の2分の1以内かつ100万円以内。県産出材を10㎡以上使用の場合は10万円を加算
- 解体** 耐震建替えに伴う解体費用の一部を助成します（15万円または20万円以内）。
※住宅リフォーム等助成制度の要件を満たす場合に該当になります

対象住宅 市内にある木造住宅（伝統的構法または在来軸組構法のもの）で昭和56年5月31日以前に着工または完成した地上階数2階建て以下のもの

対象者 対象建築物の所有者など

※耐震診断を行う前に市に相談が必要です

※補助金を申請する前に工事（業務）に着手（契約や解体、確認申請などの手続きを含む）をしたものは対象となりません。原則として令和2年2月28日までに完了報告ができるものが対象です

※この他にも要件がありますのでお問い合わせください



くわしくは 建築住宅課 建築審査係 ☎21-5197



長期優良住宅の認定制度について

市は、住宅を長期にわたり使用することにより、解体や除却に伴う廃棄物の排出抑制、環境への負荷低減、また、建替えに伴う費用負担軽減を目的とし、長期優良住宅の認定業務を行っています。

市内で住宅を新築、または既存住宅の増築、改築を予定される方は、ぜひこの制度をご利用ください。

対象住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定された認定基準を満たした住宅

認定手数料 一戸建て住宅で18,000円から

税の特例など 長期優良住宅に認定されると、税の特例や住宅ローンの金利引き下げを受けることができます

(例) ○登録免許税：税率の引き下げ

○固定資産税：減税措置適用期間の延長

○住宅ローンの金利引き下げ：フラット35Sにおいて当初10年間金利引き下げ

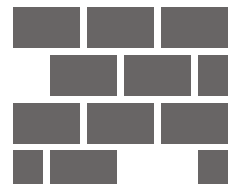
受付期間 通年



くわしくは 建築住宅課 建築審査係 ☎21-5197

ブロック塀等撤去費補助制度について

市は、市内に築造された危険性のあるブロック塀等の撤去工事などに要する経費の一部を補助します。



危険性のあるブロック塀等とは…

ブロック塀等のうち、一般通行のための道路など(道路、公園、公共施設の敷地など)に面し、道路などの地面からの高さ(ブロック、石、その他これらに類する材料を使用していない部分の高さを除く)が80cmを超えるもの(擁壁などの上に築造されている場合は、当該擁壁などを含めた高さの合計が80cmを超え、かつ当該擁壁などを除く部分の高さが60cmを超えるもの)

対象事業 以下のいずれにも該当する工事

- (1) ブロック塀等を解体し、撤去する工事(ブロック塀等の高さを減ずる工事を除く)であること
- (2) ブロック塀等の撤去工事は、市の登録業者が行うこと

対象者 補助対象工事を行う方(契約者)かつ市税などの滞納のない方

補助金額 「撤去費用(見積金額)」と「撤去するブロック塀等の面積×1万円/平方メートル」のいずれか少ない額の2分の1以内の額かつ、1敷地につき10万円以内

※補助金を申請する前に工事に着手をしたものは対象となりません。原則として令和2年3月31日までに完了報告ができるものが対象です

※この他にも要件がありますのでお問い合わせください



くわしくは 建築住宅課 建築審査係 ☎21-5197

樹木の管理にご注意ください

道路への倒木や枝の落下に注意しましょう

くわしくは 維持管理課 維持係 ☎(21)5160

●樹木管理のお願い

歩行者および自動車などの通行の安全確保のため、道路の上空(車道4.5m、歩道2.5m)に通行の支障となるものを設置することは禁止されています。

所有する樹木が倒木の恐れがある場合や、道路を覆ったり張り出したりにしている場合は、伐採または枝払いをお願いします。

なお、私有地から張り出している樹木は土地所有者に所有権があるため、市で剪定・伐採ができません。自宅に生け垣がある方や道路沿いに山林などの土地を所有されている方は、定期的な剪定・伐採をお願いします。

●樹木所有者の責任

樹木が道路上に倒れたり枝が落ちたりして、通行人がけがまたは車が破損した場合、樹木の所有者が相手から不法行為による責任を問われることがあります(民法第717条および道路法第43条)。

●樹木管理作業時の注意事項

高所からの転落を防止するために十分な安全確保をしてください。また、作業中は通行車両、自転車および歩行者に注意してください。電線のある箇所での作業は危険を伴うので、事前に東京電力またはN.T.Tに連絡をして立ち会いのもとで行ってください。

◎国道・県道についてくわしくは

日光土木事務所 保全部

今市警察署管内 ☎(53) 12221

日光警察署管内 ☎(53) 12213

◎市道についてくわしくは

今市地域：維持管理課

☎(21) 5160

日光地域：◎産業建設係

☎(54) 1114

藤原地域：◎産業建設係

☎(76) 4107

足尾地域：◎産業建設係

☎(93) 3117

栗山地域：◎産業建設係

☎(97) 1133